

社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会
在宅複合型老人福祉施設相談室の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会(以下、「本会」という。)が運営管理を行う在宅複合型老人福祉施設「福祉の里めざみ」(以下、「施設」という。)における相談室の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 前条に定める場所を使用しようとする者(以下、「申請者」という。)は、福祉の里めざみ相談室使用許可申請書兼許可書(様式第1号)を使用予定日の3ヶ月前から使用予定日の前日までの間に事務局長に提出して許可を得なければならない。

2 使用を申請できる者は、町内在住の者に限る。

3 本会に事務局を置く福祉団体が使用する場合は申請書の提出を要しない。

(使用許可)

第3条 会長は、前条の規定により申請を受理したときは、内容を審査し、本会が行う日常業務及び運営管理上支障がないと認めるときは福祉の里めざみ相談室使用許可申請書兼許可書(様式第1号)にその旨を記載し、申請者に交付するものとする。

(継続使用)

第4条 使用期間は、同一使用者について引き続き3日を超えることができない。ただし、会長が必要と認めるときはこの限りではない。

(使用制限)

第5条 会長は、次の各号の一に該当すると認めるときは使用を許可しない。

- (1) 公の秩序、又は善良な風紀を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失のおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 個人の利益に直接関わるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、会長が適当でないと認めるとき。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用する者は、次の事項を必ず守らなければならない。

- (1) あらかじめ指定された場所以外で火気を使用し、又は喫煙や飲食をしないこと。
- (2) 建物その他の物件をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音を発し暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 承認を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) 特に承認を受けたもののほか所定の場所に備え付けた設備、用具等を移動しないこと。
- (6) 使用後は、速やかに現状に復し清掃を行い、かつ火災、盗難の予防措置を万全に確認すること。
- (7) 前各号のほか本会職員の指示に従うこと。
- (8) 使用権利を他に譲渡、転化しないこと。
- (9) 施設、設備に損害を与えた場合には、当該施設又は設備を現状に復するのに要する経費の全額を賠償すること。

(使用許可の取消等)

第7条 会長は、次の各号に該当するときは、使用を制限し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 前2号のほか、本会の都合により急きょ管理上使用ができなくなったとき。

2 前項の規定により許可を制限し、又は取り消したことにより使用者に損害を生じても本会は、一切その責を負わない。

(使用料)

第8条 次の各号の一に該当するもの以外は別表に定める使用料を徴収する。

- (1) 行政機関、福祉団体等が社会福祉を目的とした会議及び事業等を実施するために使用する場合。
- (2) 教育団体が社会教育を目的とした会議及び事業等を実施するために使用する場合。
- (3) 本会が共催又は後援する事業等を実施するために使用する場合。
- (4) 行政機関、地縁団体等が災害対策に関する会議及び事業を実施するために使用する場合。
- (5) その他、会長が必要と認めるもの。

2 使用料は、原則的に使用後に徴収するものとする。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

別表

福祉の里めざみ相談室使用料

定 員	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	全日
20人	370円	420円	470円	1,260円

備考.

1. 上記金額は1回当たりの使用料（消費税込み）とし、基本的に時間単位での計算は行わない。
2. 冷暖房を使用する場合は、別に実費として1時間当たり次の料金を徴収する。
110円（消費税込み）
3. 上記の区分及び時間を通して使用する場合は、その合計額とする。

